

早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2015年2月10日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2015年1月号掲載)

第44回 特許の権利範囲解釈

特許の権利範囲解釈についての内、実務上争いが多い均等論について引き続き解説する。前回解説したとおり、被疑侵害製品が文言上侵害にならないとしても、手段、機能、及び効果が実質的に同一であり、かつ、容易に連想することができるものであれば、均等と認定される。

1.概要

均等侵害についてエアコン事件¹を用いて解説する。エアコン事件は2012年の10大事件の一つに選定されており非常に参考となる。

エアコン事件では空調機の設定及び制御方法について特許が付与されており、均等論上の侵害に該当するか否かが問題となった。

広東省珠海市中級人民法院は均等論上の被告の侵害を認め、専利法第65条第2項に規定する法定賠償額を超える200万元(約2500万円)の損害賠償を被告に命じる判決をなした²。被告はこれを不服として上訴したが広東省高級人民法院はこれを維持する判決をなした。

2.背景

(1)特許の内容

格力公司(以下、原告)は“ユーザ定義曲線に基づく空調器実行制御方法”と称する特許ZL200710097263.9(以下、263特許という)を所有している。263特許は、2007年4月28日出願され、2008年9月3日特許が付与された。

争点となった請求項2は以下のとおりである。

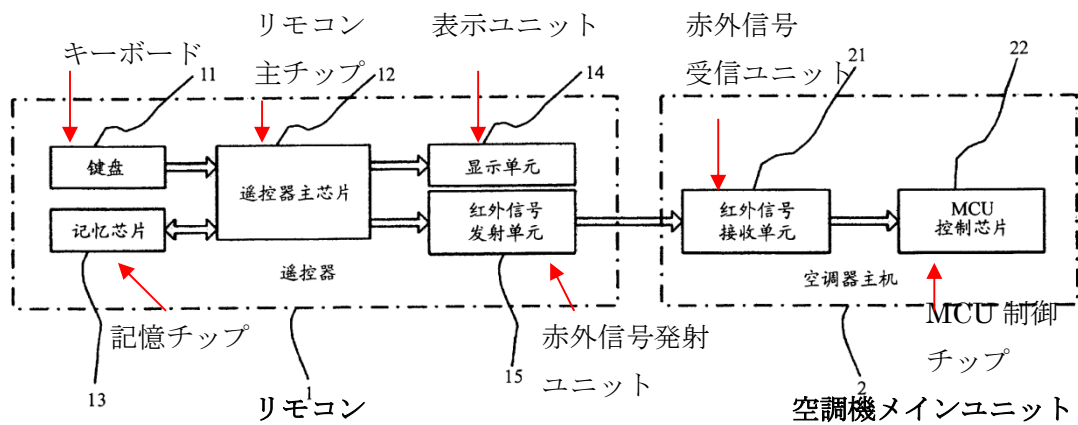
2、ユーザ定義曲線に基づく空調器実行制御方法において、前記空調器はメインユニット及びリモコンを備え、前記方法は以下のステップを含む：

¹広東省高級人民法院 2011年10月27日判決 (2011) 粵高法民三終字第326号

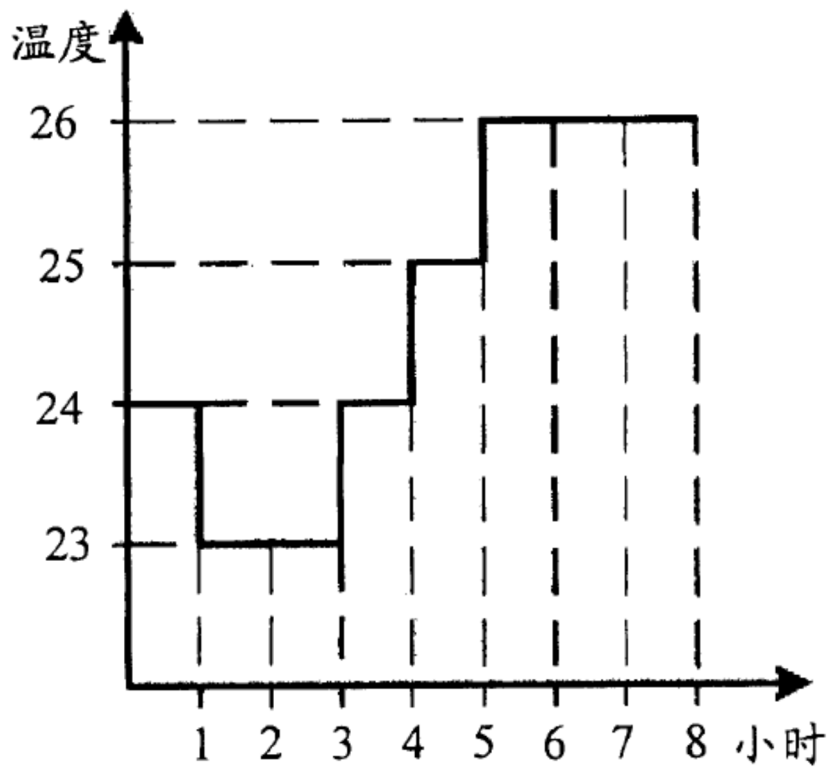
²広東省珠海市中級人民法院 2009年判決 (2009) 珠中法民三初字第5号民事判決

前記リモコン上のキーボードを通じて、ユーザ定義曲線を設定し；
設定完了後、前記リモコンは既に設定したユーザ定義曲線データを、前記リモコン内の記憶チップ中に記憶し；
前記リモコンの赤外信号発射ユニットを通じて、前記ユーザ定義曲線データをコードフォーマットに基づき前記空調器メインユニットの赤外信号受信ユニットへ送信し；
前記空調器メインユニットの赤外信号受信ユニットは、ユーザ定義曲線データを、前記空調器メインユニットのMCU制御チップ内のRAM中に保存し、その後MCU制御チップにより、RAM中のユーザ定義曲線データに基づき、相応の時間帯に予め定めた実行パラメータを設定し、かつ前記実行パラメータを通じて、前記空調器メインユニットを制御して相応の運転をし；
前記ユーザ定義曲線はユーザ定義睡眠曲線であり、前記リモコンは時間間隔で時間どおりに行う機能を有するリモコンであり、前記ユーザ定義睡眠曲線を設置するステップは以下のステップを含む：
ユーザはユーザ定義設定状態に入り；
リモコンは前回設定した睡眠曲線の第一の1時間の時間間隔内の対応する温度を表示し、ユーザが温度を変える必要がない場合、直接確認し、リモコンは該時間間隔内で該温度を保持し；
ユーザが温度を変える必要がある場合、該温度を必要な第一設定温度に調節し、リモコンは該時間間隔内で第一設定温度を保持し；
続いて、リモコンは自動的に1時間増加し、かつ前回設定した睡眠曲線の第二の1時間の時間間隔内の対応する温度を表示し、ユーザは温度を変える必要がない場合、直接確認し、リモコンは第二の1時間の時間間隔内該温度を保持し；
ユーザが温度を変える必要がある場合、該温度を必要な第二設定温度まで調節し、リモコンは前記第二の1時間の時間間隔内第二設定温度を保持し；
上述の温度設定ステップを繰り返して全睡眠時間帯の温度設定を完成させ、これにより前記ユーザ定義睡眠曲線の設定を完成させる。

参考図1は263特許のハードウェア構成を示すブロック図である。参考図2はユーザ定義睡眠曲線を示すグラフである。



参考図1 263 特許のハードウェア構成を示すブロック図



参考図2 ユーザ定義睡眠曲線を示すグラフ

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ1月号をご覧ください。